主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人遣水祐四郎の上告趣意(後記)は、結局事実誤認並びに量刑不当の主張に 帰し、刑訴応急措置法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて、刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により、主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 安平政吉関与

昭和二六年三月二日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官